

令和5年門審第7号

裁 決
モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所
令和3年11月28日19時54分
大分県関埼北岸沖合
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 モーターボートA
総 ト ン 数 2.0トン
登 録 長 8.46メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 121キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部ほぼ中央に舵輪を、舵輪の左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年11月28日13時00分大分県佐賀関港の係留地を発し、同県高島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、13時30分釣り場に到着し、漂泊と移動を繰り返して釣りをを行い、19時40分釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平素、夜間に高島周辺から帰航するときには、関埼灯台の灯光を頼りに関埼に接近し、関埼北岸には海岸線から約80メートル沖合まで干出浜が拡張していたことから、GPSプロッターに表示させた5メートル等深線の陸岸寄りには入らないように航行していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、19時47分半少し過ぎ関埼灯台から083度（真方位、以下同じ。）1.6海里の地点で、針路を同灯台の灯光を左舷船首方に見る266度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、操舵室左舷側後方に立っていた同乗者と会話をしながら続航し、19時52分関埼灯台から076度930メートルの地点に達したとき、関埼北岸の干出浜まで930メートルとなり、その後同干出浜に向首している状況であったが、同乗者との会話に気をとられ、GPSプロッターで関埼への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、関埼北岸の干出浜に向首進行し、19時54分関埼灯台から357度160メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に亀裂等を、推進器翼に曲損及び欠損をそれぞれ生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、関埼北東方沖合において、佐賀関港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、関埼北岸の干出浜に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、関埼北東方沖合において、佐賀関港に向けて帰航する場合、浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで関埼への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、同乗者との会話に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、関埼北岸の干出浜に向首している状況に気付かないまま進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月21日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之